

## **本当はこわい安倍流積極的平和主義**

緒方章宏 (研・学9条の会 荏崎9条の会)

### **はじめに**

このところ、安倍首相は、安倍政権の安全保障戦略の基本理念は積極的平和主義であると国の内外において述べている。たとえば、2013年9月26日の国連総会での演説で「日本として、積極的平和主義の立場から、PKOを始め、国連の集団安全保障措置に対し、より一層積極的な参加ができるよう、私は図ってまいります」と述べ、また、10月15日の国会での所信表明演説でも「国際協調主義に基づき、積極的に世界の平和と安全に貢献する国にならねばなりません。『積極的平和主義』こそが、我が国が背負うべき21世紀の看板であると信じます」と述べるなど、積極的平和主義という言葉を用いている。積極的も平和主義も言葉としては大変心地よい。しかし、安倍首相が積極的平和主義を強調すればするほど、違和感を感じるし、平和な感じがしない。言葉だけが上滑りをしているように思われる。何故か、安倍首相が積極的平和主義の理論的根拠について十分に理解した上で強調しているとは思われないからである。

### **積極的平和主義の概念**

もともと、積極的平和主義という概念は、第2次世界大戦中に、米国の法学、社会学者であるクインシー・ライトが自著である「戦争研究」(1942年)において、「消極的平和」に対する概念として用いたのが始まりであるといわれている(朝日新聞2014年1月15日、東京新聞2013年10月19日)。その後、ノルウェーの平和学の研究者であるヨハン・ガルトゥングが、「暴力」を基盤として平和を暴力の不在と定義する平和概念から、平和を消極的平和と積極的平和に分け、消極的平和とは戦争や争いのない状態であり、積極的平和積極的平和とは、戦争

や争いがなければならず、貧困や搾取、差別などの構造的な暴力のない状態をいうと定義した(「構造的暴力と平和」44頁以下、中央大学出版部、1991年)。

このようなガルトゥングによる積極的平和の概念を、日本国憲法前文が規定する「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努め・・・われらは、全世界の国民が、等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」と照らし合わせてみると内容がぴったりと一致しているといえる(ガルトゥングは何度も来日しており、平和についての講演会を行っている。また、日本国憲法の平和主義についても理解が深い。たとえば、立命館大学国際平和ミュージアムで行われた「ミリタリーをどうするか—憲法9条と自衛隊の非軍事化—」ネットで配信、ガルトゥング・藤田明史「ガルトゥング平和学入門」法律文化社2003年、ガルトゥング「平和を創る発想術」岩波ブックレットNo.603、2007年など参照)。

### **安倍流積極的平和主義の問題点**

ところで、昨年12月17日に閣議決定した安倍政権の防衛政策の基本である「国家安全保障戦略」、「防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」のいずれも日本の防衛の基本方針に武器輸出三原則の緩和と積極的平和主義をとりいれりとしながら、日米同盟を基軸とする防衛力を強化して集団安全保障に積極的にかかわっていくこととしている。すなわち、防衛計画の大綱は、日本の防衛の基本方針において「我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力を強化して、自らが果たしうる役割の拡大を図るとともに、日米同盟を基軸として、各国との協力関係を拡大、深化させ、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追及しつつ、

世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく」と述べている。ここにいう「国際協調主義に基づく積極的平和主義」実現に向けての取るべき政策が日本の防衛力の強化に裏付けられた日米同盟の強化であって、これによってアジア太平洋地域と世界の平和と安定を図るとしているのである。

安倍政権は、積極的平和主義を連呼する一方で、既に昨年の参院選挙後に武器輸出三原則の大幅な緩和を打ち出し、さらに集団的自衛権行使の容認を図ることによって着々と日本の軍拡化をすすめ、最近では、海外に派兵した自衛隊の武器使用について大幅な緩和を図ろうとしている。積極的に平和を求めることが、なぜ防衛力の強化や集団的自衛権の行使に結びつくのか多くの人が疑問に思うだろう。安倍首相が国際協調主義にもとづく積極的平和主義を唱えるのであれば、このような軍拡化政策をとる必要はなく、ましてや憲法を改正して「国防軍」なるものを設置しなくとも、現行憲法を尊重する政策をとればすむことである。先述したようにもともと日本国憲法の平和主義は、ガルトゥング氏の定義する意味での積極的平和主義の精神に一致するといえるからである。

どうやら安倍首相のいう積極的平和主義は、アメリカとの同盟関係を基軸として、自衛隊という軍事力を積極的に介入させることによってもたらされる平和であって、軍事力という力によらない平和の実現を意味しているのではない。

### おわりに

多くの人が、マララ・ユスフザイというパキスタンの少女の名前を覚えているだろう。彼女は、昨春秋、ノーベル平和賞の史上最年少候補者として世界中の注目を浴びた16歳の少女である（残念ながら受賞は逸した）。15歳のときからマララはタリバンの暗殺の標的とされ、2012年10月9日、下校中のスクールバスの中でパキスタン・タリバンにより頭部に銃弾を受けひん死の重傷を負ったが奇跡的に回復した。何故、マララは暗殺の標的とされたのか、彼女は11歳のときからタリバンの禁ずる子どもや女性への教育の必要性を主張したからである。しかし、その後も、彼女は「学ぶ」という人間としての基本

的な権利を奪うことはできない、ペンや教科書を取り上げても「考える力」を奪うことはできないと主張し続けている。

マララの16歳の誕生日であり、国連が「マララ・デー」と定めた2013年7月12日、マララは国連本部でスピーチを行い、次のように述べた。すなわち、彼女を始め多くの子どもや声をあげることで

できない人々が求めているのは、平和に生きる権利、人間としての尊厳を認められる権利、均等な機会を受ける権利、

教育を受ける権利であり、教育には平和が必要である。貧困、無知、不正、人種差別、そして基本的権利の剥奪は人々にとって重大な問題であると、そして、「ひとりの子ども、ひとりの教師、一冊の本、一本のペンが世界を変える」のだと結んだ。



Malala Yousafzai addresses United Nations Youth Assembly / July 12 2013

彼女たちが求めている平和に生きる権利、人間としての尊厳を認められる権利、教育を受ける権利などこれらの権利は、武力という力によって得ることはできない。ましてや、貧困や無知、人種差別から人々を救うことができるのは、平和的な手段でなければ達成できない。彼女は、教育こそが世界を変えるのだと述べ、教育には平和が必要だとも述べている。武力という力を使うことは、むしろ、こうした困難な状況にある人々をさらに追い込むことになるのだといえる。

彼女のこうした訴えこそが本来の意味での積極的平和主義の内実を示すものだと考えられないだろうか。彼女が求めているのは、安倍首相のというような軍事力による積極的平和主義ではなく、あくまでも平和的な手段による積極的平和主義なのである。このような意味での積極的平和主義を実現することが私たち大人の責任であり、私たちはマララ・ユスフザイというパキスタンの一少女から、彼女の訴えを現実化する重い責任を課せられているのである。

(2014年2月23日)

## 人権踏みつぶす無人機攻撃

高松邦夫 (研・学9条の会 KEK九条の会)

遠く離れたところのこととしてなのか、あるいは単純に、社会から抹殺さるべき悪者退治という認識からか、無人機攻撃機による人身殺傷について日本国内では関心が薄い。それが非戦闘員殺傷を含むさまざまな問題を含んでいるにも拘わらず。

無人機による人身攻撃は、国力を挙げての技術開発の上に立った、国家による超法規的・即決・恣意的殺戮行為である。悪として国家が排除の標的とする対象の選定はその国家の指導者の判断によっている。交戦相手国の戦闘員のみが対象というわけではなく、テロリストと判定するものを含む非戦闘員までが対象となり、一般市民を巻き込むことも否定していない。殺傷をうける側にとって、この攻撃は無差別・対処不能・無法の暴力以外の何ものでもない。攻撃する側の意思で排除すべき対象と判定すれば、対象者が抗う余地なく、殺害の対象とされる。それは戦闘員のみならず非戦闘員をも巻き込む国家から加えられるテロ行為そのものにみえる。ここには被害者の人権、また、被害国の主権が存在していない。

米国のアフガン侵攻以来、米無人機攻撃作戦の主舞台とされたパキスタンでは、国民はその人権侵害について厳しく抗議し、国家の指導者は米国の行為を国家主権の侵害として厳しく糾弾、その上、同国のテロ対策に有害であると宣している。

アフガン、イエメンにあっても同様の状況にある。人道主義を掲げ、人権の擁護者として振る舞う国と自任しながら、米国はこれまで無人機攻撃の事実を口を噤みつけ、最近ようやくその事実を認めた。しかし、世界の非難を受け、オバマ大統領は、米兵の安全を掲げそれがテロ対策として不可欠として、その正当性を主張して憚らない。今も続行している。世界の人権団体は挙って人権無視を訴え、国際法順守を米国に迫っている。国連事務総長は無人機攻撃が人権を掲げた国際法に違反すると声明した。米シンクタンクの調査では2004年以来パキスタンでは、2680人（その内471人が民間人）の命が失われている。此处では、戦闘員・非戦闘員の区別は、最早、意味を為さない。その数は9.11国際貿易ビルのテロ行為で亡くなった人の数に、既に、匹敵している。

私たちには、この殺傷行為が第二次世界大戦の後

期、米軍が日本の大・中都市で市民の避難退路を断って行った高空からの焼夷弾による絨毯爆撃を想起させる。それは大量・無差別殺戮であって、そこでは勿論、対象の戦闘員・非戦闘員の区別はなかった。また、別のときには、市民が戦闘機による機銃掃射の的になった。この時、射手は逃げ惑う市民の姿を確認した上での行為であった。何れも、地上からは抗えない、絶対優位の空から行う無抵抗の非戦闘員殺戮であって、それらの行為について、米空軍兵士たちに心の負担があったという話は一度も聞かなかった。日本国内では、これまでも大方にとって、戦争に伴うやむを得ない被災という受け取り方が強く、人権に反する行為であったという認識が薄い。

無人機による殺戮行為は、あらゆるスパイ情報に基づく作戦命令の下、数千Km隔たった地点からの遠隔操作によって可能で、あたかも日常生活の延長として、机上操作する当事者には心の負担が、全く、生じない。抗う術もない非戦闘員の無差別殺戮として上述のことはすべて同質にならぶ。無人機による爆撃は、加えて、戦争・殺人行為のロボット化としての新たな問題を孕み、行為の側において、非日常の戦闘行為と日常の行為の間に区別が無くなり、国家の軍隊による無差別・恣意的殺戮行為が、あたかも日常行為の延長とし為され、それがさらに民間委託に容易に直結し兼ねない事に気付かされる。由々しきことである。

無人機攻撃による殺人行為は、それが無差別で、人権を踏みにじる超法規的殺戮行為であるが故に、他の非人道的、無差別大量破壊兵器、原子爆弾・クラスター爆弾・生物兵器・毒ガス・地雷による殺傷と同質である。その本質を認識するならば、無人機攻撃兵器の使用を禁止し、当事国に不使用を、国際的に、確約させなければならない。

同時に、無人機はその出生において、軍事偵察兵器として想定され、殺人に用いると否とに拘わらず、その使用は直接的に国家主権を侵害するものになっていることを、併せて、認識すべきである。今や、全ての軍事大国が無人機を保有している。そして、兵器が持つ本性として、無人機は日に日にその性能を改善している。軍事偵察に始まった無人機が殺人道具に進化するのに10年とは時間を必要としなかった。恐ろしいことである。

無人機の性能は、言うまでもなく、IT技術の軍事的利用に支えられている。その上で、衛星による収集情報が不可欠の支えである。宇宙空間軍事利用が憂慮され、日本国の場合、宇宙基本法において宇宙空間開発・利用が平和目的に限る事を明記した。しかし、一昨年、時の政府はその改定を強行し、その平和条項を削除したことが記憶に生々しい。情報収集衛星と称する国家主権を無視したスパイ衛星の存在が大国間の、暗黙の、了解に既になってしまっ

ている。宇宙空間利用の戦争技術がSF・動画の中だけの空想であった時は過ぎ、それが人類破滅に導くと言っても過言でない状況に至っている。無人機による殺戮禁止と、宇宙空間の軍事利用禁止の国際的協定締結が緊急の課題である。

\*\*\*\*\*

争いを武力によって解決しようとする事の愚かさとその非について、あるいは戦争に関わる“国際法”について議論することはこの小論の外である。 (2014年1月17日)

## 安倍政権の常軌を逸した暴走が止まらない!

### 第80回、研・学9条世話人会での議論から～

安倍首相が再度政権を担って一年余、昨年暮れの特定秘密保護法の強行採決に続き、日本版 NSCの成立等々、戦後最悪の右翼政権の暴走が止まらない。

消費税増税・雇用条件改悪・社会保障破壊・初等及び高等教育支配・TPP参加交渉・原発推進・原発輸出・武器輸出三原則緩和等、いずれも憲法で規定された平和条項・基本的人権・地方自治に違反し、直接抵触する施策を凄まじい勢いで展開している。年末には世界を驚かせた靖国神社参拝を強行し、国際的にも孤立化の途に踏み出し国益も大いに損なっているが、首相自身にはその自覚全く無いようである。公共放送を私物化するかのよう、個人的に身近な人物をNHK新経営委員に指名し、不適格者とも言える会長を誕生させている。自身の意に沿う日銀総裁と内閣法制局長の任命も極めて恣意的である。

2月12日の衆院予算委員会では、「選挙に勝ちさえすれば憲法解釈も思いのまま」ともとれる乱暴な答弁で、集団的自衛権の行使を国会審議を経ず、内閣の一存で強行する考えを表している。このような発言は日本国憲法に対する明確な違反であり、憲法を遵守することを誓った行政の長が守るべき義務を完全に踏み外しており、即刻首相の座を辞さなければならないであろう。

教科書検定と道徳教科化等、2006年に制定された

改悪教育基本法に基づく具体化を急いでいる。大学運営における学長権限強化の発言も、長年培われて来た大学の自治と学問の自由を損なう恐れがあり、研・学9条の会としても見過すことは出来ない問題である。核兵器限定使用容認発言・原発再稼働推進も、国の根幹を揺るがし、国民の生活を脅かし破壊するものといえるだろう。

幾多の歴史の試練を受け、“自由・平等・基本的人権”を理想として発展した近代民主主義のもと、世界の国々は先の大戦においてナチスの誕生を許した経験から、単純多数決主義の危険性を充分認識したはずである。

立憲主義を否定し、侵略美化メンバーに囲まれて他者の言葉を理解できず、著しく論理性が欠如した独善的な思考で、独裁者の途を目指すかのような人物を行政の最高責任者として容認することはできない。

\*\*\*\*\*

研学9条の会世話人会は、毎月1回開催されていますが、このところの安倍政権の暴走にすっかり振り回されています。6月には下記に示す「講演と対話のつどい」を予定していますので是非ご参加ください。 (文責：上原 満)

### 第16回「講演と対話のつどい」

(日時と会場は以下を予定しています)

2014年6月8日 午後1時半頃より～  
大穂交流センター、視聴覚室(予定)

講演：金子 勝氏(立正大学教授 憲法学)  
暴走する安倍政権の狙いは何か!? (仮題)

主催：筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

これまでの賛同者数 831名

2014年2月28日現在

### 事務局だより

◎ 9条の会ニュースの配布は、アドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しています。

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会 アピール」への賛同署名をお願いしています。

◎ ニュースの原稿を募集しています。

◎ 「会」へのお問い合わせは

<http://peace.arrow.jp/tsc/>

安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884

武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp